

採取する。これを試験溶液として添加剤試験法中のクレゾールリン酸エステルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のクレゾールリン酸エステル量は10 μ g/ml以下であり、試料当たりに換算すると1mg/g以下となる。

③ 塩化ビニル

試料を細切し、その0.5gを量り、20mlのセプタムキャップ付きのガラス瓶に入れる。次いで、N,N-ジメチルアセトアミド2.5mlを加え、直ちに密封する。これを試験溶液としてモノマー試験法中の塩化ビニルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試料中の塩化ビニル量は1 μ g/g以下となる。ただし、溶解が困難な試料にあつては、密封後常温で時々振り混ぜて一晩放置したものを試験溶液とする。

b 溶出試験

① 蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は30 μ g/ml以下でなければならない。ただし、ヘプタンを浸出用液とする場合にあつては、150 μ g/ml以下でなければならない。

4. ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

a 溶出試験

① 蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は30 μ g/ml以下でなければならない。ただし、使用温度が100°以下の試料であつてヘプタンを浸出用液とする場合にあつては、150 μ g/ml以下でなければならない。

5. ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

a 材質試験

① 揮発性物質

試料約0.5gを精密に量り、20mlのメスフラスコに採り、テトラヒドロフランを適当量加える。試料が溶けた後、ジエチルベンゼン試液1mlを加え、次にテトラヒドロフランを加え20mlとする。これを試験溶液としてモノマー試験法中の揮発性物質の試験を行うとき、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各成分の濃度の合計は、5mg/g以下でなければならない。ただし、発泡ポリスチレン(熱湯を用いるものに限る。)にあつては、各成分の濃度の合計が2mg/g以下であり、かつ、スチレン及びエチルベンゼンの濃度がそれぞれ1mg/g以下

スコをエーテル20mlずつで2回洗い、洗液を分液漏斗に加え、激しく振り混ぜた後、静置する。次に、下層を別の分液漏斗に移し、エーテル40mlずつで2回抽出し、エーテル抽出液を最初のエーテル抽出液に合わせる。次に、この液をクデルナダニッシュ濃縮器を用いて水浴上で約1mlとなるまで濃縮し、エタノールを加えて5mlとする。これを試験溶液として添加剤試験法中のクレゾールリン酸エステルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

③ 塩化ビニル

試料を5mm角以下に細切り、その約1gを精密に量り、20mlのメスフラスコに入れ、テトラヒドロフランを適当量加え、冷所に保存し、時々振り混ぜる。試料が溶けた後、メタノール・ドライアイス浴で冷却したテトラヒドロフランを加えてメタノール・ドライアイス浴中で20mlとする。メタノール・ドライアイス浴中で保存する。これを試験溶液としてモノマー試験法中の塩化ビニルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

b 溶出試験

① 蒸発残留物

蒸発残留物の試験を行うとき、その量は30ppm以下でなければならない。ただし、n-ヘプタンを浸出用液とする場合にあつては、150ppm以下でなければならない。

3. ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

a 溶出試験

① 蒸発残留物

蒸発残留物の試験を行うとき、その量は30ppm以下でなければならない。ただし、使用温度が100°以下の試料であつてn-ヘプタンを浸出用液とする場合にあつては、150ppm以下でなければならない。

4. ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

a 材質試験

① 揮発性物質

試料約0.5gを精密に量り、20mlのメスフラスコに採り、ジメチルホルムアミドを適当量加える。試料が溶けた後、シクロペンタノール試液1mlを加え、次にジメチルホルムアミドを加え20mlとする。これを試験溶液としてモノマー試験法中の揮発性物質の試験を行うとき、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びn-プロピルベンゼンの各成分の濃度の合計は、5,000ppm以下でなければならない。ただし、発泡ポリスチレン(熱湯を用いるものに限る。)にあつては、各成分の濃度の合計が2,000ppm以下であり、かつ、スチレン及びエチルベンゼンの濃度がそれ

でなければならない。

b 溶出試験

① 蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は $30\mu\text{g/ml}$ 以下でなければならない。ただし、ヘプタンを浸出用液とする場合にあつては、 $240\mu\text{g/ml}$ 以下でなければならない。

6. ポリ塩化ビニリデンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリ塩化ビニリデンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

a 材質試験

① バリウム

試料 0.5g を白金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に量り、直火上約 300° で徐々に炭化した後、約 450° で加熱して灰化する。この残留物に 0.1mol/l 硝酸 5ml を加えて溶解する。これを試験溶液として原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法によりバリウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のバリウム量は $1\mu\text{g/ml}$ 以下であり、試料当たりに換算すると $100\mu\text{g/g}$ 以下となる。

② 塩化ビニリデン

試料を細切り、その 0.5g を量り、 20ml のセプタムキャップ付きガラス瓶に入れる。次いで、N,N-ジメチルアセトアミド 2.5ml を加え、直ちに密封する。これを試験溶液としてモノマー試験法中の塩化ビニリデンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試料中の塩化ビニリデン量は $6\mu\text{g/g}$ 以下となる。

b 溶出試験

① 蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は $30\mu\text{g/ml}$ 以下でなければならない。

7. ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

a 溶出試験

① アンチモン

浸出用液として4%酢酸を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法によりアンチモンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のアンチモン量は $0.05\mu\text{g/ml}$ 以下となる。

② ゲルマニウム

浸出用液として4%酢酸を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法によりゲルマニウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試

それ $1,000\text{ppm}$ 以下でなければならない。

b 溶出試験

① 蒸発残留物

蒸発残留物の試験を行うとき、その量は 30ppm 以下でなければならない。ただし、n-ヘプタンを浸出用液とする場合にあつては、 240ppm 以下でなければならない。

5. ポリ塩化ビニリデンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリ塩化ビニリデンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

a 材質試験

① バリウム

試料 2.0g を白金製又は石英製の蒸発皿に採り、直火上約 300° で徐々に炭化した後、約 450° で加熱して灰化する。この残留物に 0.1mol/l 硝酸 10ml を加えて溶解する。これを試験溶液として原子吸光光度法によりバリウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

② 塩化ビニリデン

試料を 5mm 角以下に細切り、その約 1g を精密に量り、 30ml の三角フラスコに入れ、四塩化炭素及びテトロヒドロフランの混液(7:3)を正確に 20ml 加え、シリコンゴム栓をして 50° に保ちながら時々振り混ぜて30分間放置する。冷後、この上澄みを試験溶液としてモノマー試験法中の塩化ビニリデンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

b 溶出試験

① 蒸発残留物

蒸発残留物の試験を行うとき、その量は 30ppm 以下でなければならない。

6. ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

a 溶出試験

① アンチモン

浸出用液として4%酢酸を用いて作った試験溶液について、添加剤試験法中のアンチモンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

② ゲルマニウム

浸出用液として4%酢酸を用いて作った試験溶液について、添加剤試験法中のゲルマニウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

試験溶液中のゲルマニウム量は $0.1 \mu\text{g/ml}$ 以下となる。

③ 蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は $30 \mu\text{g/ml}$ 以下でなければならない。

8. ポリメタクリル酸メチルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリメタクリル酸メチルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

a 溶出試験

① メタクリル酸メチル

浸出用液として20%エタノールを用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のメタクリル酸メチルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のメタクリル酸メチル量は $15 \mu\text{g/ml}$ 以下となる。

② 蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は $30 \mu\text{g/ml}$ 以下でなければならない。

9. ナイロンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ナイロンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

a 溶出試験

① カプロラクタム

浸出用液として20%エタノールを用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のカプロラクタムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカプロラクタム量は $15 \mu\text{g/ml}$ 以下となる。

② 蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は $30 \mu\text{g/ml}$ 以下でなければならない。

10. ポリメチルペンテンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリメチルペンテンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

a 溶出試験

① 蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は $30 \mu\text{g/ml}$ 以下でなければならない。ただし、n-ヘプタンを浸出用液とする場合にあつては、 $120 \mu\text{g/ml}$ 以下でなければならない。

11. ポリカーボネートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

a 材質試験

① ビスフェノールA(フェノール及びp-tert-ブチ

③ 蒸発残留物

蒸発残留物の試験を行うとき、その量は30ppm以下でなければならない。

7. ポリメタクリル酸メチルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリメタクリル酸メチルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

a 溶出試験

① メタクリル酸メチル

浸出用液として20%エタノールを用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のメタクリル酸メチルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

② 蒸発残留物

蒸発残留物の試験を行うとき、その量は30ppm以下でなければならない。

8. ナイロンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ナイロンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

a 溶出試験

① カプロラクタム

浸出用液として20%エタノールを用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のカプロラクタムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

② 蒸発残留物

蒸発残留物の試験を行うとき、その量は30ppm以下でなければならない。

9. ポリメチルペンテンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリメチルペンテンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

a 溶出試験

① 蒸発残留物

蒸発残留物の試験を行うとき、その量は30ppm以下でなければならない。ただし、n-ヘプタンを浸出用液とする場合にあつては、120ppm以下でなければならない。

10. ポリカーボネートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

a 材質試験

① ビスフェノールA(フェノール及びp-tert-ブチ